

畜産高度化支援リース事業業務委託要領の一部改正

改正後	現 行
<p>畜産高度化支援リース事業業務委託要領</p> <p>平成22年 5月28日22環機第448号 制 定 平成24年 9月14日24環機第549号 一部改正 令和 元年 6月28日 元環機第244号 一部改正</p> <p>第1～第2 【略】</p> <p>第3 委託業務の相手先 機構は、第2の業務の全部又は一部を、畜産高度化支援リース事業実施要領第14の規定に基づき、受託団体及び借受団体又はその他の法人（以下「受託団体等」という。）に委託して実施することができる。</p> <p>第4～第7 【略】</p> <p>附 則（令和元年7月29日元農畜機第2697号承認） この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。</p>	<p>畜産高度化支援リース事業業務委託要領</p> <p>平成22年 5月28日22環機第448号 制 定 平成24年 9月14日24環機第549号 一部改正</p> <p>第1～第2 【略】</p> <p>第3 委託業務の相手先 機構は、第2の業務の全部又は一部を、畜産高度化支援リース事業実施要領第15の規定に基づき、受託団体及び借受団体又はその他の法人（以下「受託団体等」という。）に委託して実施することができる。</p> <p>第4～第7 【略】</p>

別紙様式第1号
【略】

別紙様式
【略】

別紙様式第2号
【略】

令和 年 月 日

【略】

別紙様式第1号
【略】

別紙様式
【略】

別紙様式第2号
【略】

平成 年 月 日

【略】